

○社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱

平成14年4月1日要綱第6号

改正

平成17年9月1日要綱第7号

平成27年3月31日要綱第3号

平成27年8月28日要綱第8号

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく居宅サービス及び施設サービス（以下「サービス」という。）を行う社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）が、低所得者で特に生計が困難であるものに対して行う利用者負担の減免措置（以下「減免措置」という。）に関する手続及び減免措置に要する費用の一部について、平内町社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（平成10年6月23日平内町規則第13号）第2条第2号に掲げる事業として平内町が補助することに関し、平内町補助金交付規則（昭和36年平内町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の申出)

第2条 減免措置を実施する社会福祉法人（以下「対象事業者」という。）は、社会福祉法人による利用者負担減免申出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(対象となるサービス)

第3条 減免措置の対象は、指定介護老人福祉施設における施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及びこれに伴う食事、居住費（滞在費）とする。

(減免の額)

第4条 減免措置の額は、利用者負担額の4分の1の額。ただし、利用負担額第1段階の者（生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者を除く。）は2分の1の額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

(減免対象者)

第5条 減免措置を利用できる者（以下「利用者」という。）は、平内町の介護保険の被保険者のうち、町民税世帯非課税であって、次の各号のいずれかに該当するもの（生活保護受給者及び旧

措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者を除く。）とする。

(1) 町民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者

(2) 利用者負担額を減額しなければ生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者となる者

(3) 利用者負担第3段階のうち、年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること及び預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(6) 介護保険料を滞納していないこと。

(減免の申請)

第6条 利用者は、社会福祉法人利用者負担減免対象確認申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(減免の決定通知及び確認証の交付等)

第7条 町長は、前条の申請に基づき、利用者である旨を決定したときは、当該申請者に対して、社会福祉法人利用者負担減免対象決定通知書（様式第3号）及び社会福祉法人利用者負担減免対象確認証（様式第4号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 第2条の規定により申出をした社会福祉法人は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき減免措置を行うものとする。

(確認証の有効期間等)

第8条 確認証の有効期間は、第6条に規定する利用者の確認申請があった日の属する月の初日から、同日の属する年度の翌年度（4月1日から6月末日までの間に申請があった場合は、当該年度）の6月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、平内町の介護保険資格を取得した者の申請がその資格を取得した日の属する月に行われた場合における適用年月日は当該資格取得日とし、生活保護廃止により対象者となった者の申請が当該廃止となった日の属する月に行われた場合における適用年月日は当該生活保護廃止日とする。

3 第1項に規定する有効期間満了後においても減免措置の適用を受けようとする者は、有効期間の満了する1月前までに第6条による申請をしなければならない。

4 前項の申請により第7条の確認証を受けた者に係る当該確認証の適用年月日は、第1項の規定にかかわらず、前項の有効期間満了の日の翌日とする。

(他の事業との適用関係)

第9条 低所得者に対する法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業及び障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、まず、これらの事業により訪問介護に係る利用者負担額を軽減し、その後に減免措置の適用を行うものとする。

(高額介護サービス費との適用関係)

第10条 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額居宅支援サービス費の支給は、減免措置の適用後に行うこととする。

2 前項の場合における減免の額は、第4条に規定する利用者負担額から高額介護サービス費として支給される額を控除して得た額の4分の1の額。ただし、利用者負担額第1段階の者（生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者を除く。）は2分の1の額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

(高額介護サービス費の代理受領)

第11条 前条第2項の者に対して減免措置をした対象事業者は、当該施設のサービスを受けている利用者からの委任に基づき、当該利用者が支払うべき当該施設サービスに要した減免後の費用について、高額介護サービス費として当該利用者に対し支給されるべき額の限度において、当該利用者に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の委任をしようとする利用者は、当該対象事業者が本来受領すべき利用者負担額等についての証明を当該対象事業者から受け、町長に対し、社会福祉法人利用者負担減免措置事業高額介護サービス費支給申請書（様式第5号）を提出するものとする。

3 第1項の支払いを受けようとする対象事業者は、町長に対し、社会福祉法人利用者負担減免措置事業高額介護サービス費の代理受領に係る申出書（様式第6号）を提出するものとする。

4 第1項の規定による支払いがあったときは、減免対象者に対し高額介護サービス費の支給があったものとみなす。

5 町長は、第1項の規定により対象事業者から高額介護サービス費の請求があったときは、第17条の報告書を審査した上で支払うものとする。

6 対象事業者は、その提供した施設サービスについて、第1項の規定により利用者に代わって高額介護サービス費の支払いを受ける場合は、当該施設サービスを提供した際に、当該利用者から、当該施設サービスの減免後の利用者負担額から当該事業者を支払われる高額介護サービス費の額

を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(補助の対象者及び額)

第12条 町長は、対象事業者に対して、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、別記に規定する平内町補助所要額の範囲内で、町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業補助金交付申請書（様式第7号）に添付書類を添えて、町長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第14条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じた調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に社会福祉法人による利用者負担減免措置事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

(交付の条件)

第15条 町長は補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 第14条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた対象事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、町長の定める期日までに書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実施状況の報告)

第17条 対象事業者は、毎月減免措置の実施状況を取りまとめ、翌月の20日までに社会福祉法人利用者負担減免措置事業実施状況報告書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第18条 対象事業者は、減免措置の内容を変更しようとするとき、又は減免措置を廃止しようとするときは、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業変更（廃止）申請書（様式第10号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更する

ことができる。

(実績報告)

第19条 対象事業者は、その年度における減免措置が完了したときは、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業実績報告書(様式第11号)に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 町長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人による利用者負担減免措置事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により、当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の規定による額の確定をした後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、減免措置の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年要綱第7号)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年要綱第3号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年要綱第8号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別記

平内町補助所要額

算出式

補助対象事業者が利用者負担額を減免した総額(平内町の被保険者を対象とするものに限る。

以下「減免総額」という。)－当該事業者が本来受領すべき利用者負担収入(減免対象サービスに係るものに限る。)×1%＝補助対象額

補助対象額×2分の1＝補助所要額

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第17条関係)

様式第10号 (第18条関係)

様式第11号 (第19条関係)

様式第12号 (第20条関係)

様式第2号

社会福祉法人利用者負担減免対象確認申請書
(社会福祉法人による利用者負担の減免措置)

フリガナ 被保険者氏名			確認番号				
			被保険者番号				
			個人番号				
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男 ・ 女				
住 所	〒		電話番号				
利用者負担額 減免申請理由							
入所している 施設の名称							
	氏 名	生 年 月 日	性 別	生計中心者に○をつけてください			
世帯構成	世帯主						
	世帯員						
<p>平内町長 殿</p> <p>上記のとおり社会福祉法人による利用者負担額の減免対象の申請をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏 名 印</p>							

町 記 入 欄

交 付 年 月 日	備 考
年 月 日	(生計中心者の所得状況等を把握)
適 用 年 月 日	
年 月 日から	
有 効 期 限	
年 月 日まで	